

航空法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 佐賀空港から出発する自衛隊等の航空機に係る飛行計画の通報等に係る国土交通大臣の権限を防衛大

臣に委任するものとする。

(本則関係)

第二 この政令は、令和七年七月九日から施行するものとする。

(附則関係)